

# 共済だより

共  
済  
KYOSAI

平成31年1月発行 No.200



『西山公園「レッサーパンダのいえ」』（鯖江市）

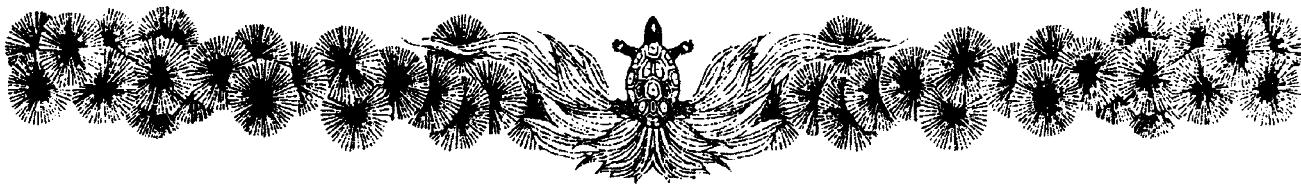


## 主な内容

個人番号を利用した短期給付事業における情報連携の運用開始について	3
第154回組合会 新役員を選出	4
退職予定のみなさまへ	6
年金者連盟からのご案内	10
平成29年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果	12
被扶養者資格確認調査の結果について	14
セルフメディケーション税制	17
ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について	18
家庭用常備薬を特価にて斡旋します！	19
「ライフプランセミナー」等を開催しました	20
アイススケート・スキーリフト利用助成	21
入学貸付・修学貸付のご案内	22
本年も組合員貯金をよろしくお願ひいたします	23

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。



## 新年のごあいさつ

理事長 東村新一

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様には、健やかに新春をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年は「福井しあわせ元気国体」が開催され、天皇杯、皇后杯を獲得するという好成績を収め、県外からもたくさんのお客様にお越しいただき、大いに盛り上がりを見せたところです。

共済組合では11月に組合会議員の任期満了による選挙が執行され、新たな議員が誕生しました。12月6日に組合会を開催し役員の選挙を行ったところ、理事長としてご推挙いただき、引き続きその重責を担うこととなりました。

もとより微力ではございますが、組合員及びご家族並びに年金受給者の福祉の向上と発展のため、組合会議員及び共済組合職員と共に一層の努力をいたす所存でございますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、日本は少子高齢化に伴い社会保障制度改革が進められているところです。

年金制度においては、平成27年10月に共済年金が厚生年金に統合され、昨年9月に保険料も統一されたところです。

さらに社会保障審議会年金部会を中心に平成31年度の財政再計算に併せ、将来にわたり安定した年金財政を維持するために、マクロ経済スライドのあり方や保険適用者の拡大、高齢期の就労と年金のあり方の検討が進められております。

一方、医療保険制度においては、増大する医療費の抑制のために同じく社会保障審議会の医療部会等を中心に自己負担額の見直し等の諸問題が検討されています。

また、共済組合や健保が負担する高齢者医療制度への支援金等や介護保険納付金が益々増大してきており、短期財政を圧迫する懸念があります。

さらに医療費の抑制を目的としたデータヘルス計画においては保険者機能を発揮して、組合員及び被扶養者の健康増進を図るための諸事業を実施することとされております。

貯金事業においては、超低金利政策が続くなか、皆様からお預かりした大切な資産を安全かつ効率的な運用に心がけていきます。

宿泊事業においては、福井県で初めて国体が開催された昭和43年に開設された保養所「越路」が、昨年50年ぶりに開催された「福井しあわせ元気国体」同様50周年を迎えました。これまで多くの組合員及びご家族、年金受給者の皆様のご利用に感謝するとともに、今後もサービスの向上を図り、益々皆様に愛される施設となるよう努力してまいります。

共済組合を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、共済制度の健全な運営とその発展を図るために、役職員一体となり最善の努力をして参る所存でございますので、ご理解とご協力を願いいたします。

年頭に当たり、皆々様のますますのご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

事務局長 西朝倉一英俊	学識経験監事 田北河内啓	議員 浅野	議員 小林	議員 松原	議員 清水	議員 泰樹	監事 佐藤	議員 内藤	議員 奈良	議員 佐々木	議員 山岸	議員 松崎	監理 上嶋	議員 坂口	監理 河本	理事 河本	理事 治太郎	理事 永治	理事長 東村新一	理事 (理事長職務代理者) 充(永平寺町長)
ほか職員一同																				

謹賀新年

東村新一 (福井市長)  
充(永平寺町長)

男(坂井市長)  
治太郎(美浜町長)

信(敦賀市長)  
治(小浜市長)

裕(勝山市長)  
治(南越前町長)

男(あわら市長)  
治(大野市長)

幸(越前市長)  
治(福井市長)

幸(越前市長)  
治(福井市長)

幸(越前市長)  
治(福井市長)

# 個人番号を利用した短期給付事業における 情報連携の運用開始について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に規定する情報提供ネットワークシステムについて、平成30年10月9日から医療保険者等向け短期給付関係の情報連携の本格運用が開始されました。

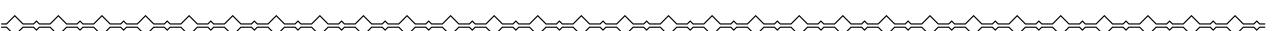
情報連携が開始されたことにより、被扶養者申告書など各種申請に係る添付書類の一部が省略可能となります。省略可能となる添付書類については下表のとおりです。ただし、課税（非課税）証明書については、本人の同意が必要となるため、**これまで課税（非課税）証明書の添付が必要であった届出には、当該証明書または、同意書の提出が必要となります。**

また、地方公共団体や他の医療機関の情報更新によるタイムラグ等によって、現状では情報連携が行えない場合もあります。情報連携が行えない場合、追加で証拠書類の提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

## 省略可能となる添付書類

情報照会する手続	省略可能となる添付書類	同意書	同意者
被扶養者の認定・取消及び検認・更新	住民票	不要	—
	課税（非課税）証明書	要	被扶養者
高齢受給者証の一部負担割合の軽減の認定	課税（非課税）証明書	要	組合員 被扶養者
入院時食事療養費の支給決定	課税（非課税）証明書	要	組合員
入院時生活療養費の支給決定			
高額療養費の支給の決定			
高額介護合算療養費の支給の決定			
特定疾病給付対象療養の認定			
限度額適用・標準負担額減額認定証の認定			
家族出産費の支給決定	以前加入していた健康保険組合にて発行される出産費等不支給証明等	不要	—

<お問合せ先 健康管理課>



(平成30年11月30日現在)

## お問合せ先

総務企画課 0776-52-7300  
健康管理課 0776-52-7301  
年 金 課 0776-52-7303  
越 路 0776-77-3151

## 組合の状況

組合員数	9,410人
(男)	5,331人
(女)	4,079人
任意継続組合員数	84人
被扶養者数	7,496人
平均標準報酬月額(短期)	361,054円
(厚年)	353,883円
(退年)	354,178円

## 第154回 組合会

# 新役員を選出

## — 理事長に東村福井市長再任 —



平成30年11月15日執行の組合会議員選挙後、初の組合会が12月6日に開催されました。

組合会では、理事及び監事の役員が選出され、理事長には、東村福井市長が再任されました。



### 役員 議員



理事長  
東村 新一  
(福井市長)



理事（理事長職務代理者）  
河合 永充  
(永平寺町長)



理事  
坂本 憲男  
(坂井市長)



理事（職員側代表理事）  
藤田 直美  
(福井市職員)



理事  
秦 裕二  
(小浜市職員)



理事  
清水 宏樹  
(大野市職員)



監事  
山口 治太郎  
(美浜町長)



監事  
松井 成晃  
(越前市職員)



監事  
西村一伸  
(学識経験者)



議員  
渕上隆信  
(敦賀市長)



議員  
松崎晃治  
(小浜市長)



議員  
山岸正裕  
(勝山市長)



議員  
佐々木康男  
(あわら市長)



議員  
奈良俊幸  
(越前市長)



議員  
内藤俊三  
(越前町長)



議員  
林美樹子  
(福井市職員)



議員  
小保直己  
(敦賀市職員)



議員  
浅田政幸  
(あわら市職員)



議員  
河原勲  
(坂井市職員)



議員  
北野徹  
(南越前町職員)



議員  
田渕幹啓  
(高浜町職員)

## ◇ 業務運営協議会委員 ◇

### ◎給付事業部会

部会長 坂本憲男(坂井市)	部会長 河合永充(永平寺町)
委員 藤田直美(福井市)	委員 秦裕二(小浜市)
委員 松井成晃(越前市)	委員 林美樹子(福井市)
委員 小保直己(敦賀市)	委員 浅田政幸(あわら市)
委員 田渕幹啓(高浜町)	

### ◎福祉事業部会

部会長 坂本憲男(坂井市)	部会長 河合永充(永平寺町)
委員 藤田直美(福井市)	委員 秦裕二(小浜市)
委員 松井成晃(越前市)	委員 林美樹子(福井市)
委員 小保直己(敦賀市)	委員 浅田政幸(あわら市)
委員 田渕幹啓(高浜町)	

### ◎宿泊事業部会

部会長 内藤俊三(越前町)
委員 清水宏樹(大野市)
委員 河原勲(坂井市)
委員 北野徹(南越前町)

# 退職予定のみなさまへ

## 医療保険制度

在職期間中は、共済組合の組合員として、組合員証を使用し医療機関などで保険診療を受けることができます。

しかし、退職されると、共済組合の組合員ではなくなりますので、現在使用されています「組合員証」や家族の「組合員被扶養者証」などは、**退職日の翌日から使用できなくなります。**

つきましては、退職される方は、**退職後、遅滞なく「組合員証」などを所属所担当課へ必ず返還していただき**、次の①～④いずれかの医療保険制度に加入する手続きを行ってください。

### ① 任意継続組合員制度〈共済組合〉

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、退職後も引き続き在職期間中と同様に、共済組合からの短期給付(保険給付)を受けることができる医療保険制度です。

また、特定健康診査(保健事業)、貯金事業(福祉事業)など共済制度の一部についても在職期間中と同様の適用を受けることができます。

**「加入届出」** 「任意継続組合員資格取得申出書」を退職後20日以内(退職の日を含むため、3月31日退職の場合は、4月19日共済組合必着)に退職された所属所を経由し、共済組合へ提出してください。

**「加入期間」** 任意継続組合員の資格取得日から**最長2年間**です。  
※中途で脱退することもできます。

**「掛金」** 任意継続組合員に係る1月あたりの掛金は、次のとおり計算し、納入していただきます。

**短期任意継続掛金** = 「標準報酬の月額」\* × **掛金率**  
(参考: 平成30年度短期任意継続掛金 最高限度額: 31,680円)

**介護任意継続掛金** = 「標準報酬の月額」\* × **掛金率**  
(参考: 平成30年度介護任意継続掛金 最高限度額: 4,608円)

\* 「標準報酬の月額」…「退職時の標準報酬の月額」と「上限となる標準報酬の月額」を比較し、いずれか低い額とします。

**注意** 「掛金率」及び「上限となる標準報酬の月額」は、年度毎に算定します。

**掛金の納入方法** ①口座振替(一括前納) ②口座振替(毎月) ③納付書(一括前納) ④納付書(毎月)  
※ 口座振替につきましては、福井銀行口座からの引き落としとなります。

### ② 国民健康保険制度〈市町村〉

住所地の市町村が保険者となり、市町村から保険給付を受ける医療保険制度です。

加入手続きや保険料の算定については、住所地の市町村役場で確認してください。

### ③ 被用者保険制度〈全国健康保険協会(協会けんぽ)等〉

退職後、再就職により勤務する事業所にて加入する医療保険制度です。

加入手続きや掛金については、勤務先事業所にて確認してください。

**注意** 再就職を予定されている方は、再就職先における医療保険制度の加入について事前に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いします。

### ④ 被扶養者〈ご家族の方が加入される被用者保険〉

被扶養者認定の基準については、健康保険組合等によって異なっておりますが、退職後の収入状況や家族の生計状況など一定の条件を満たしている場合には、家族の被扶養者として認定されます。

**注意** 健康保険組合等によっては、年齢及び収入の条件を満たす場合であっても家族の被扶養者に認定されないことがありますので、退職される前に、家族の方が加入されている健康保険組合等にて、被扶養者に認定されるか十分に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いします。

<お問合せ先 健康管理課>

## 介護保険制度

介護保険にかかる保険料は、40歳から64歳までの方については、加入している医療保険制度の保険料と併せて納入することとなります。

ただし、65歳以上の方が年間18万円以上の年金を受給する場合は、医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の半額以下の場合、保険料が年金から控除される「特別徴収」となります。

その他の方は、口座振替や払込書納付などの各市町村の取扱方法によることになります。

<お問合せ先 健康管理課>

## 年金制度

退職時に、年金受給資格を満たしている方とそうでない方では事務手続きが異なります。

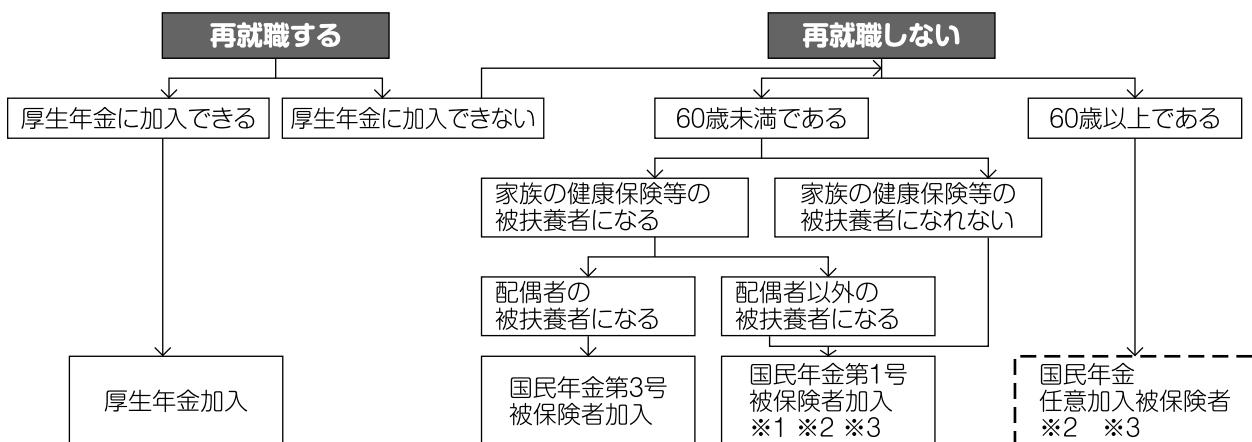
- 老齢厚生年金の受給資格**
- 63歳以上であること。(特定消防組合員の場合は、60歳以上)
- 1年以上の組合員期間(※)を有すること。
- 組合員期間等が10年以上であること。

\*平成27年9月以前の公務員及び公務員期間の名称は「組合員」及び「組合員期間」でしたが、平成27年10月以降「被保険者」「被保険者期間」に変更されました。しかしながら、ここでは便宜上、従前どおり「組合員」及び「組合員期間」と表記していますので、ご承知おきください。

年金受給資格を満たしていない方 → 退職届書を提出してください。

年金受給資格を満たしている方 → 老齢厚生年金の請求手続きをしてください。

### 退職後の年金制度



\* 1 市区町村の国民年金担当課等で手続きが必要です。

\* 2 60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、市区町村の国民年金担当課等で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

\* 3 国民年金の保険料は**月額16,340円**です。(平成30年度)

### 退職予定者説明会を開催しています!

共済組合では、平成30年12月～平成31年2月の期間において所属所の希望により、退職予定者を対象とした説明会を開催しています。詳しい日程などは所属所と調整のうえ決定します。

年金制度のほか、退職後の医療保険制度や福祉事業についても説明させていただきますので、ぜひご参加ください。

<お問合せ先 年金課>

## 福祉事業

### 貯金事業

退職後、任意継続組合員になる方は任意継続組合員である期間中、継続して利用できます。(自動継続のため、手続き不要です。)

任意継続組合員にならない方は、組合員貯金を利用できませんので、解約手続きが必要です。解約請求書を4月18日までに共済組合必着で提出してください。解約金は4月26日に共済組合登録口座へ送金します。(※解約送金日まで登録口座を解約しないでください。)

### 貸付事業

退職後、任意継続組合員になつても貸付事業はご利用いただけません。退職時に貸付金残高がある場合は、即時償還していただきます。

また、退職手当が支給される場合も、即時償還の対象となります。

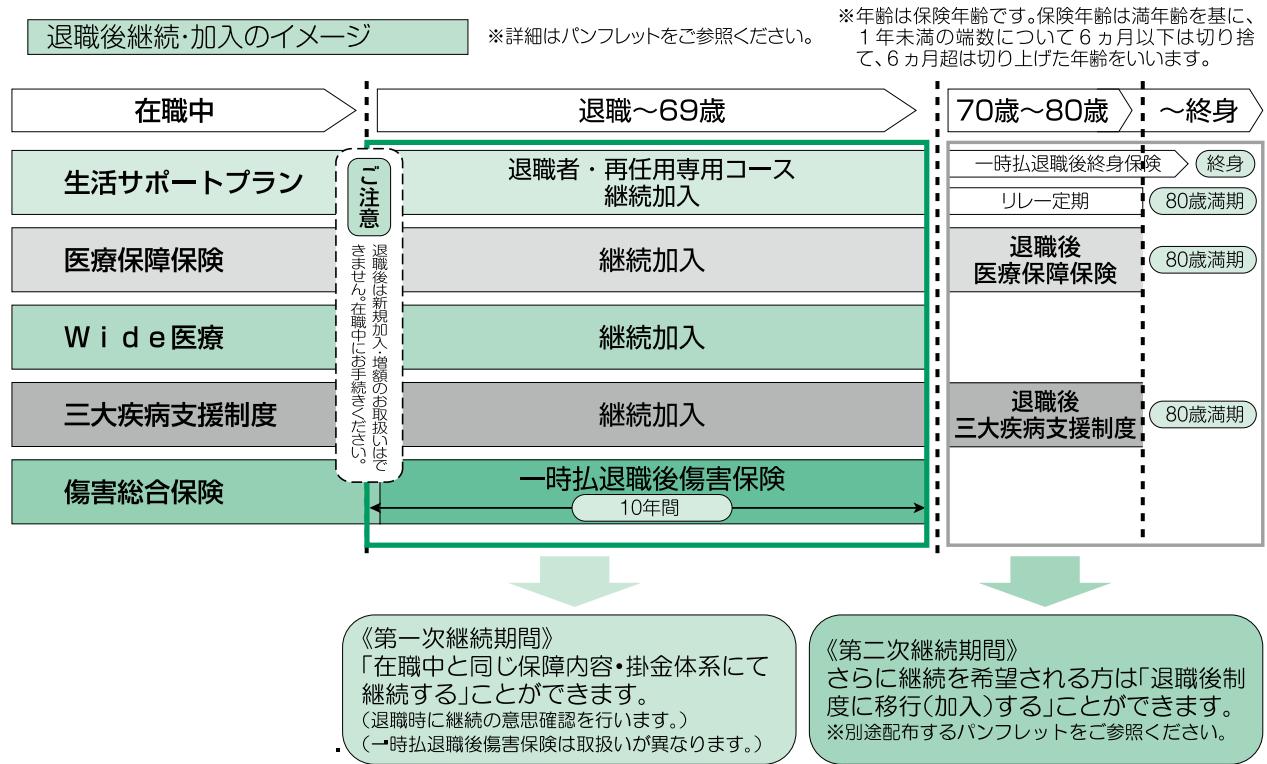
償還方法は、原則、退職手当金からの控除になりますが、退職手当支給日前に振込書での一括償還も可能です。

<お問合せ先 総務企画課>

## 保険制度

### ◆生活サポートプラン

●「生活サポートプラン」は退職後も69歳まで在職中と同じ保障内容・掛金体系で継続できます。



#### 【第一次継続期間の特長および注意点】

- ・在職中と同様に1年更新となります。
- ・退職後は指定の口座より毎月掛金を振替いたします。配当金も指定の口座に還付いたします。  
(生活サポートプラン、医療保障保険は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。)  
(口座振替に係る費用についてはご加入者さまの負担となります。)
- ・退職後および退職時の新規加入、増額のお取扱いはできません。在職中にご加入の制度に継続加入することができます。  
(同額継続または減額のみのお取扱いとなります。生活サポートプランについてはX・Zコースのみの取扱いとなります。)
- ・退職後の更新については、毎年11月頃にご自宅宛に書類をお送りします。
- ・退職後継続加入の取扱いは、退職年度の3月末時点で満50歳以上の方に限ります。

### ◆つなぎ積立年金

●「つなぎ積立年金」にご加入の方は、ご退職前に積立金の受取り手続きをお願いいたします。

コース	一般コース	個年コース
年 金	年金受取の受給資格 掛金払込完了年齢に達した時、または加入2年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。	掛金払込完了年齢に達した時、または加入10年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。
	年金種類 5~15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10~15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 ※一般コースについては年金選択の場合、初年度年金月額が1万円(前厚型は2万円)未満の場合は、年金選択ができません。	10、15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10、15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 個年コースについては次の場合の取扱いに注意願います。 ①支払期間が10年末満の場合、年金の選択不可 ②年金支給開始年齢が満60歳未満の場合、確定年金の選択不可
一時金	年金支払期日 年金は、毎年2・5・8・11月に3カ月分に相当する額を支払います。	

※ご請求に関しまして、別途該当の方にはご連絡いたします。

※詳細はパンフレットをご参照ください。

※「つなぎ積立年金」の年齢は満年齢です。

MY-A-18-他-008426  
MYG-A-18-LF-747

<お問合せ先 (有)エル・サポート・福井 電話 0776(28)0413>

## 保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

当組合が取り扱っている保険につきましては、当組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン日本興亜株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき運営しています。また、当該保険業務は、有限会社エル・サポート・福井に業務委託を行っています。

当組合は、退職予定の皆様に対し退職後継続加入が可能な保険について募集を行うため、組合員の皆様の個人情報を必要な範囲内で保険会社等※に提供させていただきます。

(※「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社。)

なお、個人情報の提供については、福井県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程に基づき厳正な取り扱いを行い、提供した個人情報については、情報漏洩や目的外利用の防止を保険会社等に義務付け、厳重な管理・指導を行います。

### 共済組合が第三者提供を行う個人データ

- ① 組合員各位の所属所番号、組合員証番号、氏名、性別、生年月日、所属部課署、職員番号
- ② 組合員各位の転出・転入情報
- ③ 組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

### 第三者提供の停止

上記目的の達成のため当組合が個人情報を保険会社等に提供することに同意されない場合は、お申し出により第三者提供を停止しますので、当組合へご連絡ください。

なお、この場合は、各種保険のご案内ができなくなりますことをご了承ください。

### 悩んだときの 電話相談

### 健康相談 ハローふくい 24

どんな些細な悩みでも  
まずはお電話ください!

フリーダイヤル **0120-863-291**  
(ハローみんなのふくい)



- ☆ 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が24時間年中無休体制でアドバイスします。お気軽にご相談ください。
- ☆ メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。

(カウンセリング年間5回まで無料)

### Eメールでも相談できます Eメール相談

### ハローメール相談

福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。<http://www.fukui-kyosai.jp/>

または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開くこともできます。

総合的な健康相談	「 <a href="http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html">http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html</a> 」 ユーザー名「hellomail」 パスワード「soudan」
メンタルヘルス専用	「 <a href="http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html">http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html</a> 」 ユーザー名「863291」 パスワード「863291」

★24時間以内に発信アドレスあて回答します。

(ご相談内容によっては多少回答に時間を要する場合もあります。)

メンタルヘルス専用アドレスがあります

<お問合せ先 健康管理課>

## ☆ 年金者連盟からのご案内 ☆

福井県市町村職員年金者連盟は、年金受給者の生活の安定と福祉の向上、会員相互の親睦、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和56年12月に発足しました。

### 定年退職を迎える皆様は、ぜひ年金者連盟へご加入を！

年金受給者だけでなく、60歳以上の年金受給待機者もご加入いただけます。



#### 年金者連盟の事業

1

全国の仲間と連携し、国への陳情、年金改善のための運動を展開

2

団体傷害保険、団体疾病保険のあっせん

3

がん保険、医療保険のあっせん

4

機関紙「連盟だより」の配布

5

とくとく宿泊券  
旅行商品割引  
引越し割引

6

葬儀支援サービス

7

介護、健康相談サービス

8

慶弔費の支給

9

各支部における事業参加

☆ 年金受給待機者の方については、②、⑧は対象外となります。⑨については各支部へお問い合わせください。

#### 年会費について

①年会費は、支給年金額の1/1000です。(500円未満は500円)

会費は、毎年4月の年金支給（初年度は、加入直後の年金支給）から徴収させていただきます。

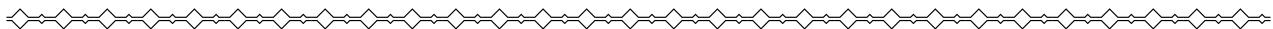
②年金支給開始前の方は会費は徴収いたしません。

年金支給開始後は①の方法で徴収させていただきます。

☆ なお、入会はあくまで任意ですので趣旨に賛同いただける方はご入会願います。

☆ 退職予定者説明会の際に、加入届けをお渡ししますので、平成31年4月26日までにご投函願います。(切手不要)

☆ ご不明な点は年金者連盟事務局(0776-50-2577)もしくは福井県市町村職員共済組合年金課(0776-52-7303)までお問い合わせください。



#### 福井県市町村職員共済組合の例規集について

ホームページから当組合の例規集を閲覧することができます。

<http://www.fukui-kyosai.jp/>

Get ADOBE®  
FLASHPLAYER

Get Adobe®  
Reader®

当サイトの閲覧にはプラグインが必要です

● 共済組合例規集

# 連盟の保険制度のご案内

(団体傷害保険・団体疾病保険)

★団体割引  
30%★

## おケガや病気への備えは万全ですか?

全国市町村職員年金者連盟・会員専用の保険制度（団体傷害保険・団体疾病保険）をご案内します。どちらの制度も保険料に団体割引30%が適用されており、一般で加入するよりも保険料が割安でお得です!!

### 1. 団体傷害保険(おケガの保険です。)

団体傷害保険は「おケガ」を補償の対象とする保険です。地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ、被害事故（1,000万円限度）も補償するワイドプランをご用意！

年齢に関係なくご加入いただくことが可能で、健康告知も必要ありません。

【加入タイプ】職種級別A級（無職の方か危険の少ない職種の方の級別） 保険期間：毎年8月1日から1年間（10月、1月からの中途加入も可能。）

ご加入タイプ	保険金額					年払保険料	加入限度
	保険加入者	死亡・後遺障害	入院日額	手術	通院日額		
G1	記名個人	85万円	1日につき 2,600円	入院日額の 入院時手術 20倍 外来時の手術 5倍 重大手術 40倍	1日につき 2,580円	8,450円 ×希望口数	5口まで
B1	記名個人	73万円	1日につき 2,300円		1日につき 2,200円	6,800円 ×希望口数	6口まで



個人賠償責任保険	
保険金額	年払保険料
1億円	1,440円

団体割引30%、入院保険金および通院保険金支払限度日数変更特約（30日）、後遺障害等級限定補償特約（第1～7級）、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約（G1のみ）、被害事故補償特約（1,000万円限度）（G1のみ）

### 2. 団体疾病保険(病気の保険です。)

★団体割引  
30%★

団体疾病保険は「病気」を補償の対象とする保険です。保険開始日時点で満年齢が69歳までの方が新規に医師の診査不要で告知のみでお申込みいただけます。

※告知内容によりご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。69歳までに加入された方は79歳まで更新することが可能です。

（保険期間1年間、団体割引30%）

【加入タイプ例（下記以外のタイプもご用意しております。）】

手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）

ご加入タイプ	保険金額				
	疾病入院（1日）	疾病手術	疾病通院（1日）	疾病葬祭費用	疾病高度障害
Lタイプ	10,000円	入院時 20万円 外来時 5万円 重大手術 40万円	5,000円	100万円	100万円
Aタイプ	3,000円	入院時 6万円 外来時 1.5万円 重大手術 12万円	2,000円	100万円	100万円

ご加入タイプ	年払保険料		
	満55～満59歳	満60～満64歳	満65～満69歳
Lタイプ	45,090円	63,400円	95,300円
Aタイプ	17,940円	25,860円	39,770円

このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。・

○資料請求先	有限会社エル・サポート・福井
	〒910-0004 福井県福井市宝永3-13 電話 0776(50)2577(連盟専用)
○取扱代理店	有限会社番町共済会
	〒102-0084 東京都千代田区二番町2 東京グリーンパレス2階 電話 03(3265)0043 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)
○引受保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 福井支店 法人支社
	〒910-8528 福井県福井市中央3-6-2 電話 0776(24)0204

# 平成29年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果



共済組合では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し「特定健康診査・特定保健指導」を実施しています。

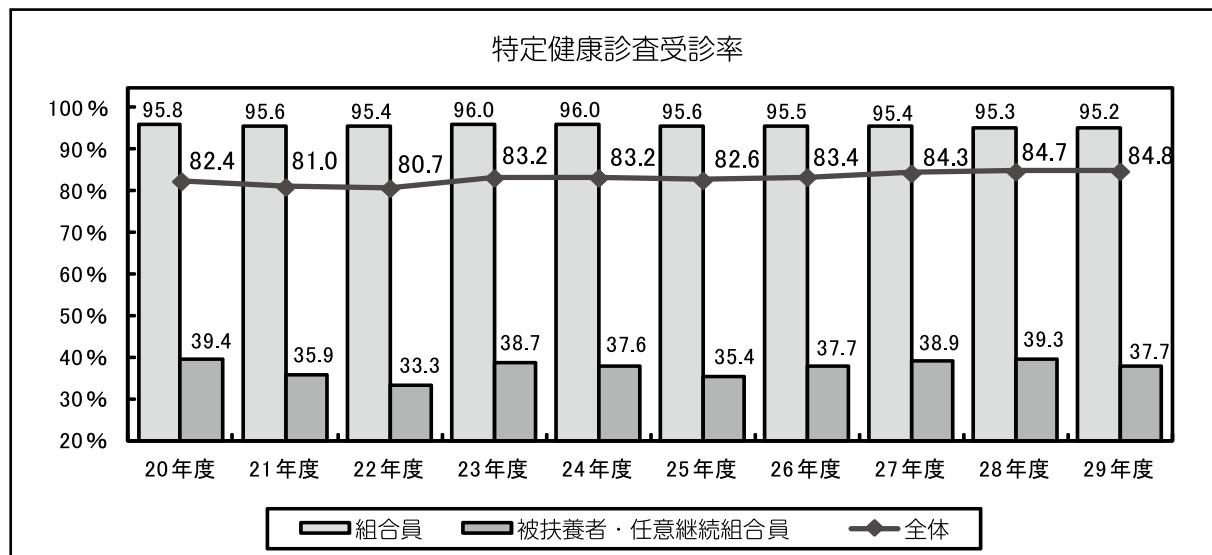
平成29年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果については、昨年10月に確定し国への報告を行いましたので、その内容についてお知らせします。

## 特定健康診査

組合員については、事業主健診や人間ドックを受診することにより特定健康診査を受診したとみなすことから、95.2%と高い受診率になっています。

一方、被扶養者及び任意継続組合員については、自宅に受診券を送付して住民健診会場や契約医療機関で受診していただいているが、受診率については37.7%と低迷しています。

全体の受診率は84.8%で、昨年度とほぼ同様ではあります。被扶養者及び任意継続組合員の受診率を伸ばすことが今後の課題となっています。



## ご家族に受診をお勧めください！

昨年12月に、まだ受診されていない被扶養者・任意継続組合員の方へ受診勧奨のハガキを送らせていただきました。今年度の受診券は3月末まで有効ですが、紛失された方は再交付いたしますのでご連絡ください。

特定健康診査の受診費用は共済組合が全額負担します。被扶養者の方が受診していないときは、組合員の方からもぜひ受診をお勧めください。

有効期限は  
3月末まで！

受診費用は  
無料

## こんな理由で受診していない方はいらっしゃいませんか？

私は丈夫だから大丈夫・・・

がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は自覚症状がなく進行します。健診を受けないと取り返しがつかないことになるかもしれません。

家族みんなの安心のため、  
必ず特定健診を受けましょう！

去年受けたから、今年はいいや・・・

継続的に受けた健診の結果を比較することで、体の異常を示すサインが見つかります。

毎年、継続的に  
特定健診を受ける  
ことが大切です！



## 特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣や食習慣の改善を支援するのが特定保健指導です。リスクが重なっている人を対象とする積極的支援と、それよりリスクが低めの方を対象とする動機付け支援を行っています。

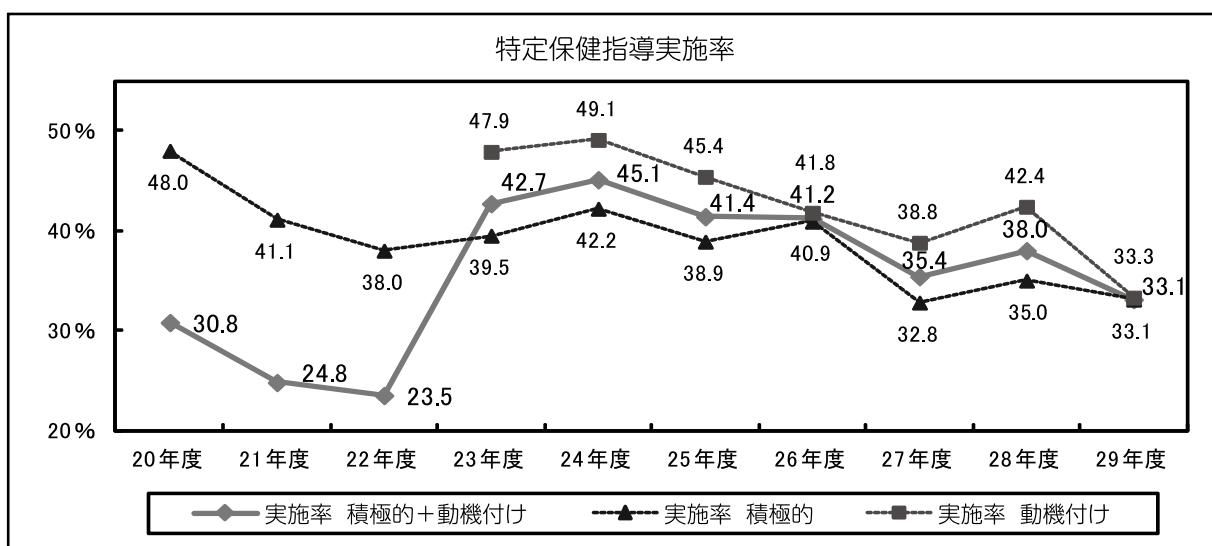
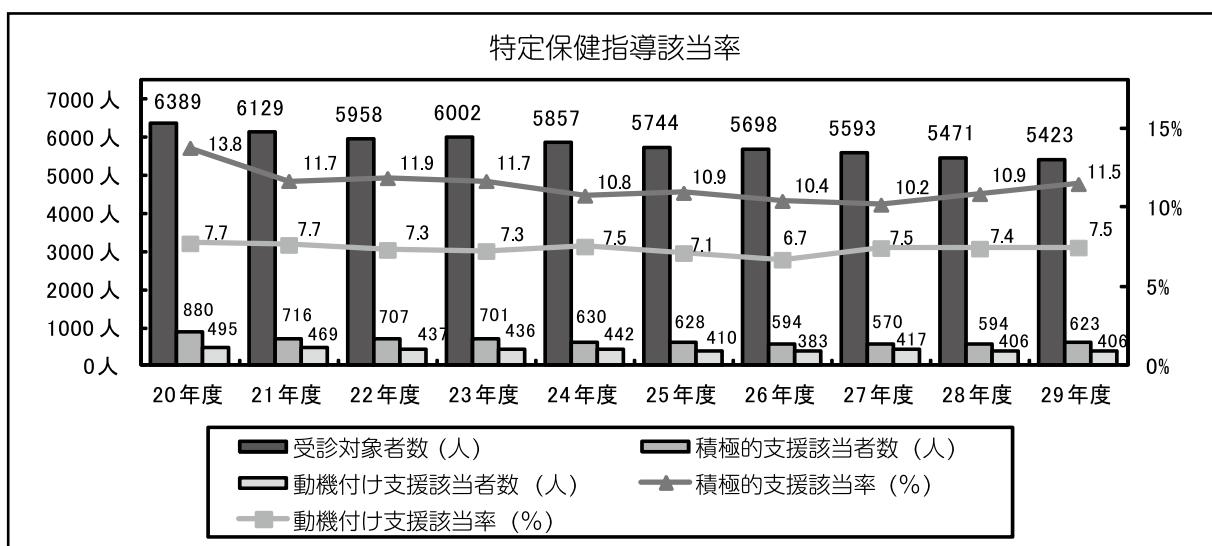


特定保健指導の実施は、事業主健診実施機関、人間ドック実施機関または専門業者であるSOMPOヘルスサポートに委託しています。

全体の利用率は33.1%で、昨年度を下回りました。

特定保健指導は正しい知識に基づいたダイエット法や生活習慣改善のアドバイスを得られるチャンスです。(誤ったダイエット法は体調不調やリバウンドを引き起こします。)

生活習慣や食習慣を見直すきっかけとして、対象となられた方はぜひご利用くださいますようお願いします。



## 健診で精密検査や治療が必要と判断された方へ

検診の結果、精密検査や治療が必要だと判断されたにもかかわらず、病院に行ってない方はいらっしゃいませんか？

病気を早期発見し、すみやかに治療することで悪化を防ぐチャンスです！忙しいからと後回しにせず、必ず受診しましょう。



<お問い合わせ先 健康管理課>

## 被扶養者資格確認調査の結果について

昨年7～9月に実施させていただきました「被扶養者資格要件確認調査」が終了いたしました。

皆様には、書類提出につきましてご協力をいただき、ありがとうございました。

調査結果につきましては、下記のとおりです。

<調査結果>	対象被扶養者数	6,574件
	扶養手当支給件数	6,311件
	調査件数	263件
	取消件数	42件
<主な取消事由>	1. 就職（健康保険加入）	16件
	2. 給与収入等の増加	10件
	3. 年金収入（決定・改定）の増加	2件
	4. 失業保険受給	2件
	5. 生計維持者の変更	5件（うち、育児休業による変更 2件）
	6. その他	7件

主な取消事由は被扶養者の就職などに伴う遡及取消です。

組合員の皆様におかれましては、被扶養者の方の就職などに伴う健康保険の加入状態や給与収入額を把握していただき、被扶養者の認定取消の手続きが必要となる場合は、速やかに取消手続きをお願いいたします。

## 営業所得・農業所得等がある方を被扶養者としている方へ

確定申告が2月中旬より始まりますので、営業所得・農業所得などがある方を被扶養者としている方は、収入額を確認していただき認定基準年額を超える場合は、取消手続きをお願いします。

また、認定基準額を超えない方も下記理由により確定申告等の関係書類が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

確定申告等の関係書類の保管理由について

共済組合では、毎年7～8月に被扶養者の資格調査を実施しています。その際に調査対象となる被扶養者の方で、営業所得等の恒常的な収入を得ている場合には、所得税法上の所得額と被扶養者認定を行う上で必要経費の捉え方が異なるため、確認書類として確定申告等の関係書類を提出していただいている。(確定申告等の関係書類には、市町村民税申告書も含みます。)

また、営業所得等がある方を新たに被扶養者認定申請を行う際も、確定申告等の関係書類が必要となりますので、ご注意ください。

## 資格喪失後等の組合員証・組合員被扶養者証は速やかに返還してください

組合員が退職し組合員の資格を喪失された場合や、被扶養者として認定されている方が、就職などにより被扶養者の資格を喪失された場合には、速やかに「組合員証・組合員被扶養者証」を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、更新前の「組合員被扶養者証」を速やかに返還してください。

なお、退職後引き続き、地方公務員法第28条の4第1項及び第28条の6第1項に該当する常時勤務の再任用者になる場合は、共済組合の資格を有することになりますので、お手持ちの組合員証をそのままご使用ください。

### 資格喪失後の受診の際には特に注意が必要です

#### 注意その1

資格喪失後も組合員証・組合員被扶養者証を返還せずに、病院などで使用し受診してしまった場合には、共済組合が医療機関に支払った医療費分を、全額返還していただくことになりますので、十分に注意してください。

#### 注意その2

資格喪失後に病院などで受診することになった場合には、新たに加入した健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証を病院の窓口に提示し、「保険証の変更」を申し出てください。

#### 注意その3

新たに加入する健康保険（全国健康保険協会、国民健康保険等）の保険証が交付されるまでの間に病院などで受診することになった場合には、病院などの窓口で「保険証の変更手続き中」であることを申し出てください。

<お問合せ先 健康管理課>

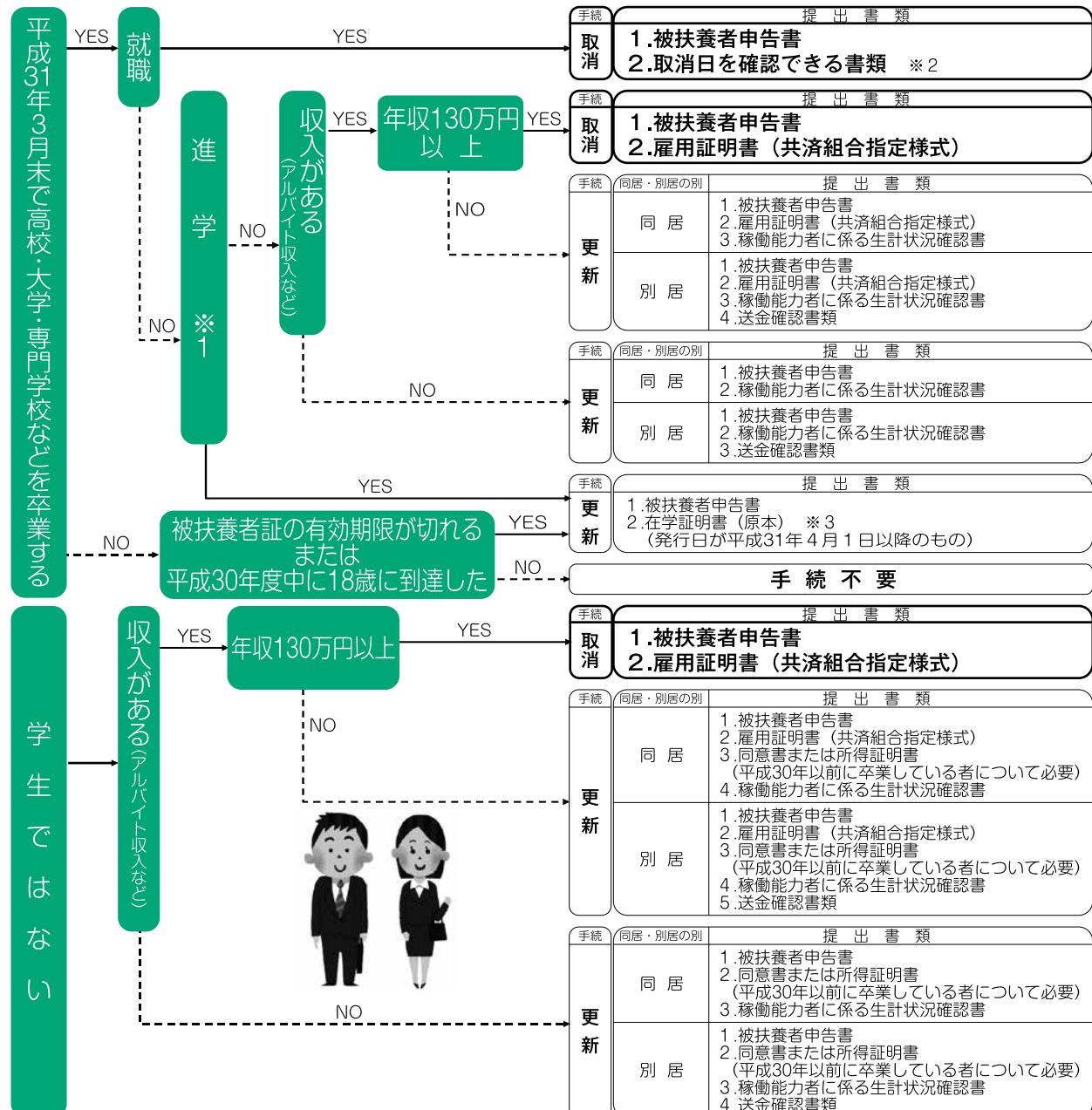
# 被扶養者認定 就職されたときには取消しの手続きが必要です。

春になりますと、就職や進学など被扶養者の方の新生活がスタートします。

「就職される家族」をお持ちの方は、就職の事実発生後すみやかに被扶養者の取消申告をしてください。また、進学などにより更新となる方についても、次のフローチャートにて、提出書類などを確認していただき、必要な書類のご準備をお願いします。

なお、平成31年2月を目処に各所属所の共済組合事務担当課を通じまして、18歳に到達する方又は有効期限が付されている方に対し、手続きに関するご案内をさせていただきます。

## ＜被扶養者認定に関するフローチャート＞



※1…通信制・夜間課程の学校、各種講座等の場合「雇用証明書」「送金確認書類」等が必要となる場合があります。

※2…「取消日を確認できる書類」とは、

就職先で健康保険に加入する場合は新保険証の写又は健康保険への加入が明記されている雇用契約書の写等、雇用形態等により就職先で健康保険に加入しない場合は雇用証明書(共済組合指定様式)をいいます。

2~4月の更新時期に限り、「取消日を確認できる書類」に代わり採用通知書の写等での手続きも受け付けます。

ただし、後日、必ず「取消日を確認できる書類」を提出してください。

※3…2~4月の更新時期に限り、「合格通知書(写)」「学生証(写)」での手続きも受け付けます。

ただし、後日、必ず「在学証明書(原本)」を提出してください。

### 〈留意事項〉

上記は一般的な事例のため、個々の事例によっては上記以外の書類の提出を依頼させていただく場合があります。

なお、主として組合員の収入により生計を維持する方が被扶養者の対象となります。よって、上記更新の条件を満たしても、主として組合員の収入により生計を維持していない場合は更新できませんのでご注意ください。

## 70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費について

平成29年8月に70歳以上の高額療養費制度の自己負担限度額の上限額について見直しがあり、計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）のうち、基準日時点（計算期間の末日）の所得区分が「一般所得者等※」である70歳以上の組合員及び被扶養者について、「一般所得者等」であつた月の外来療養に係る自己負担額が自己負担限度額である年間14万4千円を超えたときには、その超えた額を、年間の高額療養費として支給することとなっています。

対象となる場合は、当組合から組合員あて通知させていただきますので、高額療養費の請求手続きを行ってくださいようお願いします。

なお、計算期間の中途中で資格取得又は資格喪失された方につきましても、自己負担額が年間上限を超えるときは対象となる場合がございますので、該当すると思われる方は共済組合までご連絡をお願いします。

※ 一般所得者等とは・・・

- ① 標準報酬の月額が26万円以下、又は市町村民税非課税の70歳以上の組合員
- ② 70歳以上の被扶養者（組合員が70歳未満又は①に該当する場合に限る）

## 確定申告に対応した医療費通知書を送付いたします

当組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、7月と1月の年2回医療費通知書を送付しています。

1月発行の医療費通知書には手続きの関係上、原則前年の9月診療分までしか記載されないため、10月から12月診療分の申告につきましては、納税者本人が医療機関等で交付された領収書を基に作成する「医療費の明細書」で対応していただくことになります（平成31年分の確定申告までは医療機関等で交付された領収書の添付又は開示でも可）ので、医療機関等で交付された領収書につきましても併せて保管をお願いします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合には、当組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

### ○ イメージ

#### 医療費通知書

受診者氏名 医療機関名	診療 年月	日 数	診療区分・給付種別	医療費総額	法定給付額	公費負担額	窓口負担額	家族療養費 附加金等	高額療養費	支給額	確定申告用 自己負担額
福井 太郎 ○○○○メディカル クリニック	3001	20	医科入院	500,000	350,000	0	150,000	57,400	67,570	124,970	25,030
				500,000	350,000	0	150,000	57,400	67,570	124,970	25,030

<お問合せ先 健康管理課>



### 『西山公園「レッサーパンダのいえ」』(鯖江市)

西山公園に平成28年3月27日にオープンした新レッサーパンダ舎「レッサーパンダのいえ」には、レッサーパンダの屋内展示や屋外展示のほか、生態などを展示するギャラリー、来園の方々が休憩や多目的に使えるラウンジがあります。屋内展示にはブリッジを設け、人の頭上を歩くレッサーパンダを見る事ができ、レッサーパンダの暮らしをより身近に楽しむことができる施設です。

写真は平成29年6月に生まれためいしゃん（梅香）（左）と母親のキラリ（右）です。Facebook・Twitterではレッサーパンダの写真を更新していますので、ぜひご覧になってください。

表紙説明

# セルフメディケーション税制

## セルフメディケーション税制とは？

この制度は、スイッチOTC医薬品（医療用医薬品から転用された、特定の有効成分を含む一般用医薬品）を1年間（1月～12月）に12,000円を超えて購入した場合に、確定申告により、12,000円を超えた金額（最高88,000円）が所得から控除され、所得税と住民税が安くなるというものです。

スイッチOTC医薬品の代金は、生計を同一にしている家族が購入した分を合算できます。

なお、医療費控除の特例ですので、セルフメディケーション税制と従来の医療費控除を同時に利用することはできません。

## 対象になるのはどんな人？

申告する方が、申告対象の1年間に健康の維持増進や疾病予防のために一定の取組（予防接種、がん検診、健康診断など）を行っていることが必要です。

確定申告のときには、取組を確認できる書類が必要となりますので、下表にてご確認ください。

一定の取組	確認書類
インフルエンザ等の予防接種	領収書原本または予防接種済証
市町村が実施するがん検診	領収書原本または結果通知表
勤務先で実施する定期健康診断	結果通知表（「定期健康診断」または「勤務先の名称」の記載が必要）
特定健康診査	領収書原本または 結果通知表（「特定健康診査」または「保険者名」の記載が必要）
人間ドックなどの健康診査	結果通知表（「保険者名」の記載が必要）

## 健康診断や人間ドックの結果通知、医薬品の領収書等は大切に保管しましょう！

確定申告に必要となりますので、健康診断や人間ドックの結果通知表、医薬品購入時のレシートや領収書等は大切に保管しましょう。

※セルフメディケーション税制の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省 セルフメディケーション

検索

＜お問合せ先 健康管理課＞

## 共済組合主管課長会議



10月29日に、共済組合主管課長会議を福井県自治会館で開催しました。

始めに、昨今の共済組合を取り巻く諸問題などを中心に、当組合の事業運営について説明させていただいたのち、(株)高山産業医事務所代表取締役・産業医で労働衛生コンサルタントの高山英之氏を講師として招き「(公務員にも必要な)職場における健康管理」と題して講演いただきました。

職場における安全配慮義務や健康診断における再検査の重要性など、未然に対応するための知識などを分かり易く説明いただきました。

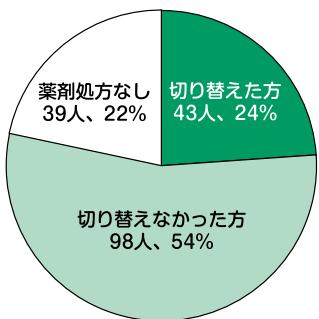
# ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について

平成29年10月にジェネリック医薬品差額通知を送付した方のジェネリック医薬品への切替え状況をお知らせします。

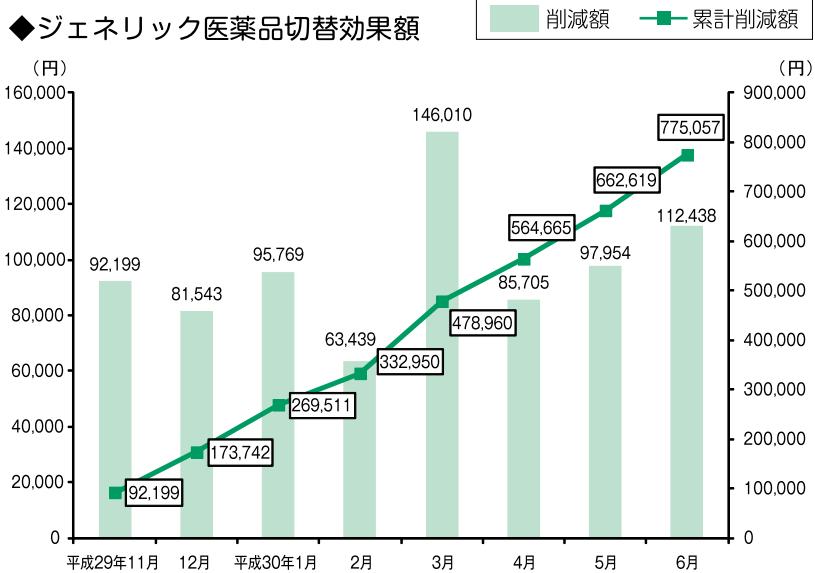


差額通知を送付した180名のうち、平成29年11月から平成30年6月までに43名（約24%）の方がジェネリック医薬品に切替えています。ジェネリック医薬品に切り替えたことで削減された金額（切替効果額）は、8か月間の累計で775,057円となりました。

◆ジェネリック医薬品に  
切り替えた人数



◆ジェネリック医薬品切替効果額



## ジェネリック医薬品の利用で、負担を抑えましょう！

### 国の一層の厳密な検査をクリア

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。有効性・安全性・品質について、国の厳しい検査をクリアしたものだけが承認されています。



### 低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的な負担が軽くなります。

### 医療保険制度を未来につなげる

少子高齢化が急速に進む中、ジェネリック医薬品を利用して医療保険制度を維持し、子供たちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

\*ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

<お問い合わせ先 健康管理課>



## 家庭用常備薬品を特価にて斡旋します！

毎回たくさんのお申込みをいただき、ありがとうございます。

今回は、花粉症やインフルエンザ対策のための医薬品等を取り入れ、100品目を特価にて斡旋いたします。

### 申込みの方法

共済だよりに折り込みの「家庭用常備薬等斡旋」の申込書に購入数・金額等を記入して、FAXまたは郵送でお申込みください。

### 申込みの際の注意

- ① 「お名前」及び「お届け先住所」は、必ず記入してください。
- ② FAXでのお申込みは、申込書面が裏面にならないように注意して送信してください。

### 代金の支払方法

商品到着後、同封の振込用紙により、郵便局またはコンビニエンスストアからお振込みください。

### 申込締切日 平成31年2月21日（木）

#### 使用目的欄へのチェックのお願い

△の商品は医薬品医療機器等法により購入数量が制限されています。同一薬効は原則1箱のみ販売です。

例えば、○○鼻炎薬2個以上の購入でも、○○鼻炎薬と◆◆鼻炎薬Sをそれぞれ1個ずつの購入でも複数個の購入となりますので、理由欄にチェックをお願いします。

△マークが付いた

対象医薬品は、  
1番プレコール鼻炎カプセルA  
23番プレコールせき止め錠  
24番パブロンSせき止め  
です。



<お問合せ先 健康管理課>



東京でのお泊りは『東京グリーンパレス』へ  
東京へお出かけのときにご利用ください。



福井県市町村職員共済組合の組合員の皆様へ

組合員  
限定

夕得

宿泊  
プラン

ご宿泊  
対象期間

平成30年12月1日㊏～平成31年1月31日㊏

ご利用特典

が付いたお得な宿泊プラン！

#### 1. Winter set

寒さを吹き飛ばせ！心も体もあたたか～く！  
スタッフ厳選のほかほかセット  
(ホットアイマスク、入浴剤など)をお一人様1セット  
プレゼント！

#### 2. 朝食チケット

翌朝7:00～9:30に約30種類の和洋バイキング  
をお召し上がりいただけます。

#### 3. ミネラルウォーター

お一人様1本プレゼント！



シングル 1名様 8,000円～

ツイン 2名様 15,000円～

ご宿泊料金はお日にちにより変動します。



#### ご予約方法

●まず、東京グリーンパレスオフィシャルホームページをご覧ください。

<https://www.tokyogp.com/>

●トップページの「組合員様のご予約はこちらから」をクリックしてください。

組合員様の  
ご予約はこちらから

●プラン一覧より【組合員限定】冬得！宿泊プランをご選択いただき、お申し込み手続をしてください。  
(初回のお申込み時はユーザー登録が必要です。)

東京グリーンパレス  
全国市町村職員共済組合連合会

TEL.03-5210-4600

FAX.03-5210-4644

<https://www.tokyogp.com/>

## 「ライフプランセミナー」を開催しました

とき 平成30年11月9日  
平成30年11月29日

場所 パレア若狭  
福井県自治会館

野村證券株式会社シニア・アドバイザーの木田登氏をお招きし、「知っておきたい退職後のライフプラン」をテーマにご講演いただきました。

退職までに知っておきたい「年金・医療・介護」制度の基礎知識から、シミュレーションを活用した「お金の寿命の把握と生活設計」の考え方、さらに、税制を活用した「資産管理」の基礎知識に至るまで、退職後、豊かで充実した人生を送るためにポイントを具体的に教えてくださいました。

退職準備型のセミナーでしたが、30代から60代と幅広い年齢の方にご参加いただき、好評を得ました。



### 参加者の声



- ・退職後の生計プランや年金制度について、よく理解できた。
- ・シミュレーションができるのが良かった。
- ・いろいろな金融商品について、ざっくり学べたのが良かった。
- ・資料も分かりやすく、先生の話も良かった。
- ・今後は、若い世代向けのセミナーの開催も検討して欲しい。

## 「健康管理担当者研修会」を開催しました

とき 平成30年11月15日

場所 アオッサ

各所属所の健康管理担当者、安全衛生管理者等の方を対象とした「健康管理担当者研修会」を開催しました。

公益財団法人 松原病院 代表理事の松原六郎氏をお招きし、「うつ病～人を育てるメンタルヘルス～」と題して、うつ病に対する職場の対応や、メンタルヘルスへの対策について、分かりやすくご講演いただきました。

また、当組合より、「データヘルス計画」の概要について説明させていただきました。



# アイススケート・スキーリフト利用助成

**実施中**

共済だより10月号でお知らせしました、アイススケートとスキーリフトの利用助成を実施しています。  
冬ならではのスポーツで、寒さを吹き飛ばしましょう！

## アイススケート利用助成

- 対象施設 「ニューサンピア敦賀アイススケート場」  
敦賀市吳羽町1番2号 Tel 0770-24-2111(代)
- 助成期間 平成30年11月1日（木）～平成31年5月6日（月）予定
- 助成対象者 組合員及びその家族
- 助成方法 アイススケート場受付で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、滑走料から助成券1枚につき500円が差引かれます。（靴料金等は利用者負担です）



## スキーリフト利用助成

### 対象施設

指定スキー場	所在地	指定リフト券
九頭竜スキー場 Tel 0779-78-2651	大野市	1日券、午前券、午後券、1回券、11回券
福井和泉スキー場 Tel 0779-78-2711	大野市	1日券、午前券、午後券、日帰りパック
六呂師高原スキーパーク Tel 0779-67-1066	大野市	1日券
スキー ジャム 勝山 Tel 0779-87-6109	勝山市	1日券、午前券、午後券、2日券、1回券、11回券
雁が原スキー場 Tel 0779-88-1616	勝山市	1日券
新保ファミリースキー場 Tel 0778-44-7787	池田町	1日券、午前券、午後券、11回券
今庄365スキー場 Tel 0778-45-8033	南越前町	1日券、午前券、午後券、1回券、6回券、ナイター券、シニア券、親子1日券
国境高原スノーパーク Tel 0740-28-0303	滋賀県 高島市 マキノ町	1回券、1日券、午前券、午後券、ムービング、回数券、キッズチケット、ファミリーリフト券



※リフト券の料金・営業日等は各スキー場にお問い合わせください。

- 対象期間 平成30年12月1日（土）～平成31年3月31日（日）
- 助成対象者 組合員及びその家族
- 助成方法 指定スキー場のリフト券販売窓口で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、助成券1枚につき500円を差引いた金額で指定リフト券が購入できます。

## 協定保養所のご案内

当組合の協定保養所である宿泊施設の営業につきまして、下記のとおりお知らせします。

「水仙荘」(福井県越前町)

平成31年3月末をもって 営業終了

# 入学貸付・修学貸付 のご案内



この春、教育費の借入れをお考えの方はぜひご活用ください。

入学貸付は入学が決まり次第、申込みできます

新年度の修学貸付は1月から受付を開始します

入学貸付	修学貸付
入学の際に要する諸費用に対する貸付	入学後の修学に係る諸費用に対する貸付
貸付の対象となる学校	
高等学校、大学若しくは高等専門学校、専修学校または各種学校	
貸付の対象となる経費	
入学時に必要となる経費（授業料も可）	修学中に必要となる経費（授業料や下宿代など） ただし、入学貸付と同時申込みをした場合は、重複しての貸付けはできません。
貸付の限度額	
給料月額の6月分（最高200万円） 必要経費のうち10万円単位での貸付けになります。	修業年限1年につき180万円 (各学年ごとに申込み)  1月あたり1万円単位15万円が限度です。 1月～4月の貸付申込みの場合は1年分。年の途中の貸付申込みの場合は、申込月の翌月から起算して3月までの残存する月数分が限度額になります。
申込みと貸付日	
お申込みは、入学金・授業料等の納付期限の1週間前までに共済組合に申込書が到着するように提出してください。支払い済みの費用については貸付けできません。 お申込みに合わせ、納付期限日に間に合うように随時貸付します。	
償還期間	
貸付月の翌月から償還が開始されます。	貸付申込時に「修業年限まで据置」か「据置きしない」のいずれかを選択してください。  「修業年限まで据置」を選択した場合は、修業期間中は利息のみの償還となり、元金の償還は据えおかれて、修業年限が終了した月の翌月から元金も合わせた償還が開始されます。 「据置きしない」を選択した場合は、貸付月の翌月から償還が開始されます。
貸付利率	
年 1.26% (変動性)	
必要となる書類等	
・合格通知書の写（支払後に入学許可証の写） ※入学金以外の借入がある場合は入学後に在学証明書 ・入学金等の費用の確認ができる書類等 ・被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票（統柄が確認できるもの）	・入学前の場合は合格通知書の写、進級前の場合は申込時の在学証明書（入学、進級後に在学証明書） ・授業料等費用の確認ができる書類等 ・被扶養者でない子の場合は戸籍または住民票（統柄が確認できるもの）
貸付時の審査について	
下記の条件のいずれかに該当するときは、貸付けを行うことができません。 ・共済組合の償還月額と他の金融機関等の償還月額の合算額が、給料月額の30%を超えるとき ・期末手当等からの償還額（他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む）を含む年間の償還額が、年収の30%を超えるとき	

<お問合せ先 総務企画課>

# 組合員貯金は普通貯金で、年利1.0%（半年複利）

## 本年も 組合員貯金を よろしくお願いいたします

いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます！

組合員貯金は給与・賞与から一定額を天引きして積み立てるので無理なく貯金を続けることができます。また、冬の賞与積立ができなかった人は、「臨時入金」もおすすめです！

一年の始まりに、将来に備えて組合員貯金を始めてみませんか？

### ★コツコツコース★

5年でコツコツ100万円貯金！

給与積立…毎月1万円

賞与積立…年2回5万円



積立期間	残高(利息組入税引き後)
1年後	220,895円
2年後	443,554円
5年後	1,122,250円

### ★ガッチャリコース★

2年でガッチャリ100万円たまります！

給与積立…毎月3万円

賞与積立…年2回10万円



積立期間	残高(利息組入税引き後)
1年後	562,247円
2年後	1,129,001円
5年後	2,856,533円

積立期間の1年とは4月1日から3月31日です。また利息は年利1.0%（税引き後0.79685%※）として計算しています（利率は毎年4月に見直されます）。残高は利息計算の端数調整等の関係で若干異なります。

なお、表中の1～5年後の残高は、現在の利率に基づいた見込額です。

※復興特別所得税（0.315%）が平成25年1月1日から平成49年12月31日まで加算されるため、利息に係る税率は20.315%です

### 払戻日スケジュール

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。  
ただし、祝日を除きます。

払戻請求書は、払戻日の2営業日前までに共済組合必着です。特に右記の払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

（1月から3月までの払戻し注意日）

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
1月15日（火）	1月10日（木）
1月16日（水）	1月11日（金）
2月12日（火）	2月7日（木）
2月13日（水）	2月8日（金）
3月22日（金）	3月19日（火）

<お問合せ先 総務企画課>

# 謹賀新年

平素は格別のご愛顧を賜り

厚くお礼申し上げます

本年も倍旧のお引き立てのほど

よろしくお願い申し上げます

職員一同、皆さまのお越しを

心よりお待ちしております

福井県市町村職員共済組合保養所

平成三十一年



越路



## 越路開設50周年記念イベント!!

平成30年4月から9月の期間にご宿泊いただいたお客様の中から、抽選で50名様に当館の無料ご招待券をプレゼントさせていただくイベントを実施いたしました。

応募総数 4,349名の中から、当組合の野田前職員側代表理事に当選者の抽選を行っていただきました。

たくさんの方のご応募をいただき、有難うございました。

当選者の発表は「無料ご招待券」の発送をもって代えさせていただきます。

これからも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。



抽選日：平成30年10月2日  
場 所：共済組合事務局  
抽選者：野田前職員側代表理事

☆ご予約・お問い合わせは… 福井県市町村職員共済組合保養所

TEL 0776-77-3151 FAX 0776-77-3868

ホームページ <http://www.koshiji.biz>

越路

編集、発行 福井県市町村職員共済組合

〒910-8554 福井市西開発4丁目202-1 (福井県自治会館内)

T E L (0776) 52-7300 F A X (0776) 52-7305

URL:<http://www.fukui-kyosai.jp/>

Email:[ctvs@fukui-kyosai.jp](mailto:ctvs@fukui-kyosai.jp)